

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業等の要請及び協力金の加算について

加算内容

休業要請が延長される対象施設を運営している事業者で、前回協力金の支給対象期間（4月24日～5月6日）から引き続き5月20日まで全面的に施設等の使用停止にご協力いただく事業者に対し、更に10万円（合計20万円）を支給。

前回、支給対象となる全期間では協力要請に応じられなかった事業者の方も対象

申請書類が発表となりました

- 協力金申請書（様式1）
- 休業要請等の対象施設一覧（様式2）
- 誓約書（様式3）
- 本人確認書類（運転免許書等）
- 直近の確定申告書又は令和2年3月又は4月の売上が確認できるもの併せて事業所の外景、内景写真添付
- 営業に必要な許可証等の写し（全て）
例）飲食店営業許可証、酒類販売業免許証等
- 休業状況が確認できる書類（写し）
例）休業期間を告知するポスター等
- 申請書記載の口座情報（通帳の場合、表紙の裏など）
申請受付は5月1日から（郵送の場合）

新潟県の

休業要請に係る協力金の支給について

新型コロナウイルス感染症の拡大による、新潟県内への「緊急事態措置」の発出に伴い、感染拡大防止のため県の休業要請に応じて、施設の休止や営業時間短縮に協力していただいた県内の中小事業者等に対し、協力金一事業者あたり10万円を支給。

対象業者

県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主、上記の要請に応じ、少なくとも令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間において対象施設の休業等にご協力いただける事業者

持続 休業等申請はごまかす

新型コロナウイルスの影響で飲食業の会員さんから相談があり、現在、国、県、市へ申請の準備を一緒に進めています。

国への申請では、売上が前年比50%以上減少となる事業所は待ったなしの経営・生活状況となっている方も多く県内民商では連休中に申請をしたところもあり入金金の報告もあがっています。

売上が40%30%減少でも大打撃ですが、申請の対象になっていません。

県の休業要請には会員さんも応じていましたので、申請書類を揃えて順次郵送しています。

申請には自主申告と自主記帳が大切です。会員さん売上帳を確認しながら前年比とくらべてどのくらい減少になっているかも確認中です。

婦人部よりお知らせ

各 **500円** 5食入り

- キムチたまごスープ
- フカヒレ風たまごスープ
- トマトの野菜仲間のたまごスープ

新型コロナウイルス感染症に伴う阿賀野市独自第一弾の緊急経済対策

1. 事業者に対する阿賀野市独自支援策
予算 約1億2,660万円
- ① 雇用調整助成金の申請費用の補助制度
社労士に支払う手数料補助。上限20万円
- ② 雇用調整助成金上乗せ補助制度
上乗せする助成率は1/10。上限75万円
- ③ 家賃補助制度
賃料の1/4を補助。上限10万円

対象業者

- (ア) 旅館・飲食・タクシー業者
- (イ) ア以外の従業員10人未満の事業者

担当：商工観光課商工振興係

家賃補助 店舗等賃借料補助)必要書類

1. 店舗等の賃借料を証する書類の写し
2. 店舗等の賃借料を支払ったことがわかる書類
3. 売上高が前年同月比で50%以上減少していることを証する書類

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1750

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円